

# 幌加内町ヒグマ出没時の対応方針

令和5年7月18日策定  
令和8年1月14日改正

## 1. 被害・出没状況の把握

ヒグマの出没情報（目撃、被害の発生、糞、足跡の発見など）について、幌加内町、士別警察署等に通報があった場合、相互に情報を共有し、現地確認等の必要な措置を講じるほか、関係機関との情報共有及び直ちに地域住民等への情報周知を徹底する。

### ①関係機関との情報共有

ヒグマの出没情報共有機関

空知森林管理署、北大雨龍研究林、鳥獣被害対策実施隊、JAきたそらち、  
観光協会、上川総合振興局（緊急時）

### ②情報周知の徹底

地域住民～町IP放送、町HP、町SNS、個別連絡（状況により）

観光客等～町HP、町SNS、観光協会HP、観光協会SNS

※「ヒグマ出没時情報聞取シート」等で収集した情報を関係機関と共有し、初動対応の指標とする。

## 2. 現地調査

ヒグマの出没情報があった場合は、町において現地調査を実施し、ヒグマの出没による被害状況や痕跡などの確認を実施し、対応方針の決定に必要な情報の収集を行うほか、必要に応じて注意看板の設置を実施すると共に付近住民等に対して情報伝達を行う。また、目撃情報により、直ちに人畜被害が予想される場合においては、役場産業課、士別警察署、鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）及び関係機関と相互に連携を図り、現地調査やパトロールを合同で行うなどの緊急対応を図る。

## 3. 対応方針

北海道が作成した「ヒグマ出没時の対応方針」を基本としながら、出没状況や現地調査結果を踏まえ、「出没個体の有害性判断フロー」と「判断した段階に応じた対応方針」に基づき、ヒグマへの対応と地域住民への対応について必要な措置を講ずるものとする。

### （1）ヒグマへの対応

- ①有害捕獲 : 箱罠による捕獲、銃器を使用した捕獲
- ②追払い : 頻繁に出没するヒグマに対し、心理的圧力をかけるなどの方法により追払いを実施（安全対策を講じ実施）
- ③防除対策 : ヒグマの誘引物の除去（ゴミ等）、電気柵の設置、人の生活圏との緩衝帯を設ける（見通しを良くするための刈り払い等）
- ④経過観察 : ヒグマ出没の原因などが不明な場合や痕跡等により、一定期間経過を見る必要がある場合にパトロールや追跡調査、自動カメラでのモニタリング措置

## (2) 地域住民等への対応

- ①人身被害防止措置：ヒグマ出没が頻発する場合や管理施設内でヒグマ出没が確認された場合は施設等を閉鎖（立入禁止）するなど、周囲の住民等の安全防  
止対策を図る
- ②行動自粛要請：ヒグマ出没が頻発する場合には、ヒグマの行動が活発化する時間帯など  
での外出自粛や入林自粛を呼びかけるほか単独行動を避けるよう要請
- ③パトロール：警察や実施隊等と出没場所周辺パトロールを実施
- ④防除対策：ヒグマへの誘引物の除去要請、電気柵の設置要請、緩衝帯整備等の実施
- ⑤注意喚起等：町内 I P 情報周知、アニマルアラートでの出没情報周知、ヒグマ出没看  
板設置や啓発のぼりの設置

## (3) 出没個体の有害性判断フローについて

有害性については、出没個体が同一個体かどうか、どのような行動をとるかといった  
出没状況に応じてその都度判断する。

## (4) 幌加内町ヒグマ対策本部の設置

ヒグマの有害性が段階 3 及び緊急対応型と判断された場合には、幌加内町ヒグマ対策  
本部を設置し、関係機関と連携して対応協議を実施する。

必要に応じヒグマ専門知識を有する有識者の意見を求め対応を実施する。

## 4. その他

### ①ヒグマ出没時期の普及啓発活動

ヒグマ目撃情報やヒグマの活動が活発化する 4 月～11 月にかけて、ヒグマへ対する注  
意喚起を目的としたチラシの配布や普及啓発、過去にヒグマが目撃された付近でのヒグ  
マ注意啓発のぼりを設置し啓発強化を図る。

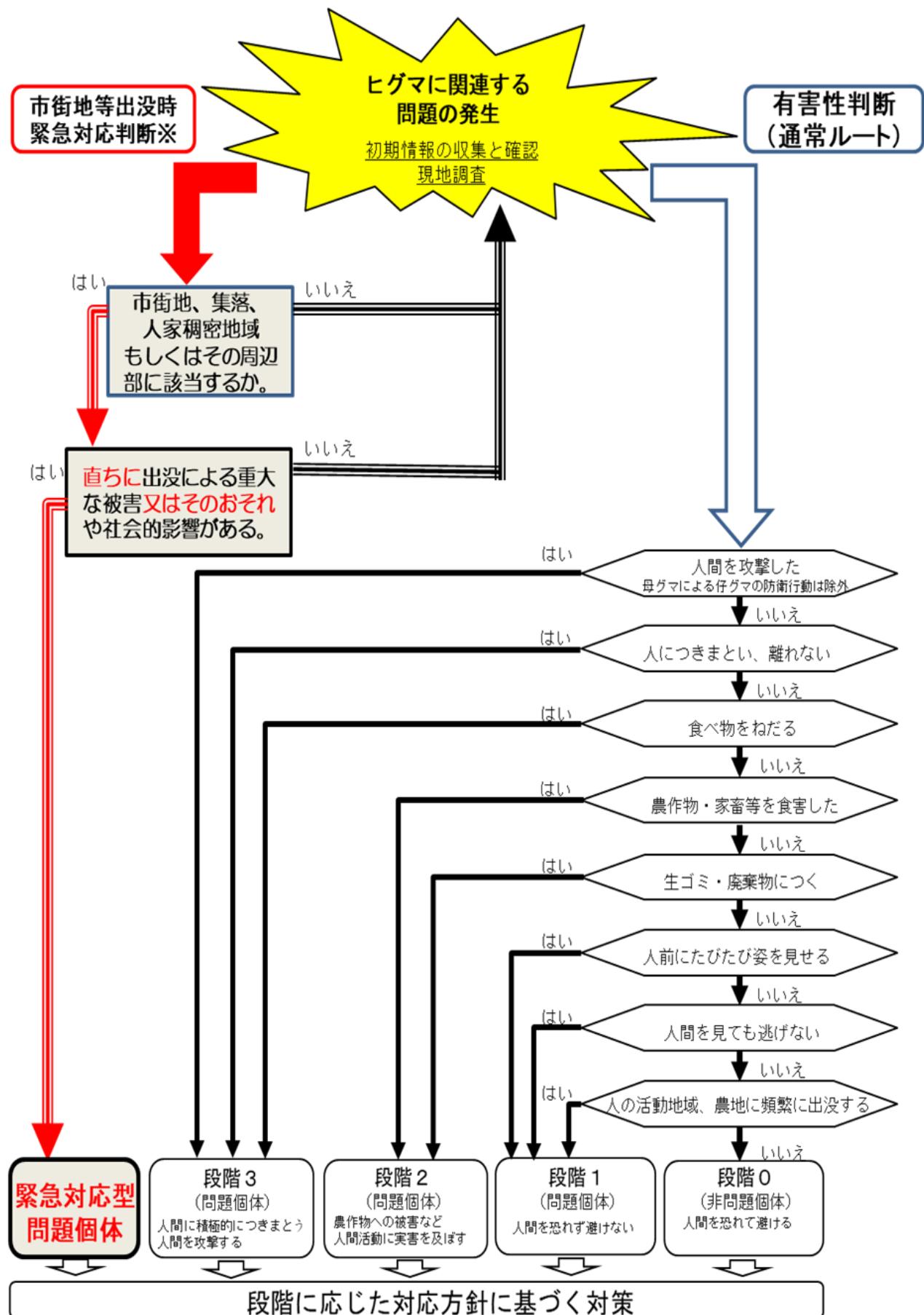
### ②ヒグマ出没情報「アニマルアラート幌加内町版」

本町のヒグマ出没情報を住民や観光客などより多くの方に周知することを目的として、  
WEB アプリケーションを活用したヒグマ出没情報を発信する。

### ③ヒグマの生態に関する普及啓発活動

ヒグマ出没時の対応だけではなく、常日頃からヒグマに対する正しい知識を持って行動  
することが重要であることから、自然豊かな本町において野生動物であるヒグマが生息  
しているという事を認識し、誘引要因となるごみの放置禁止や野生動物に対する餌付け  
禁止などヒグマとのあづれきを減らす普及啓発やヒグマによる被害を防止するための正  
しい知識を醸成する普及啓発活動を実施していく。

## 出没個体の有害性判断フロー



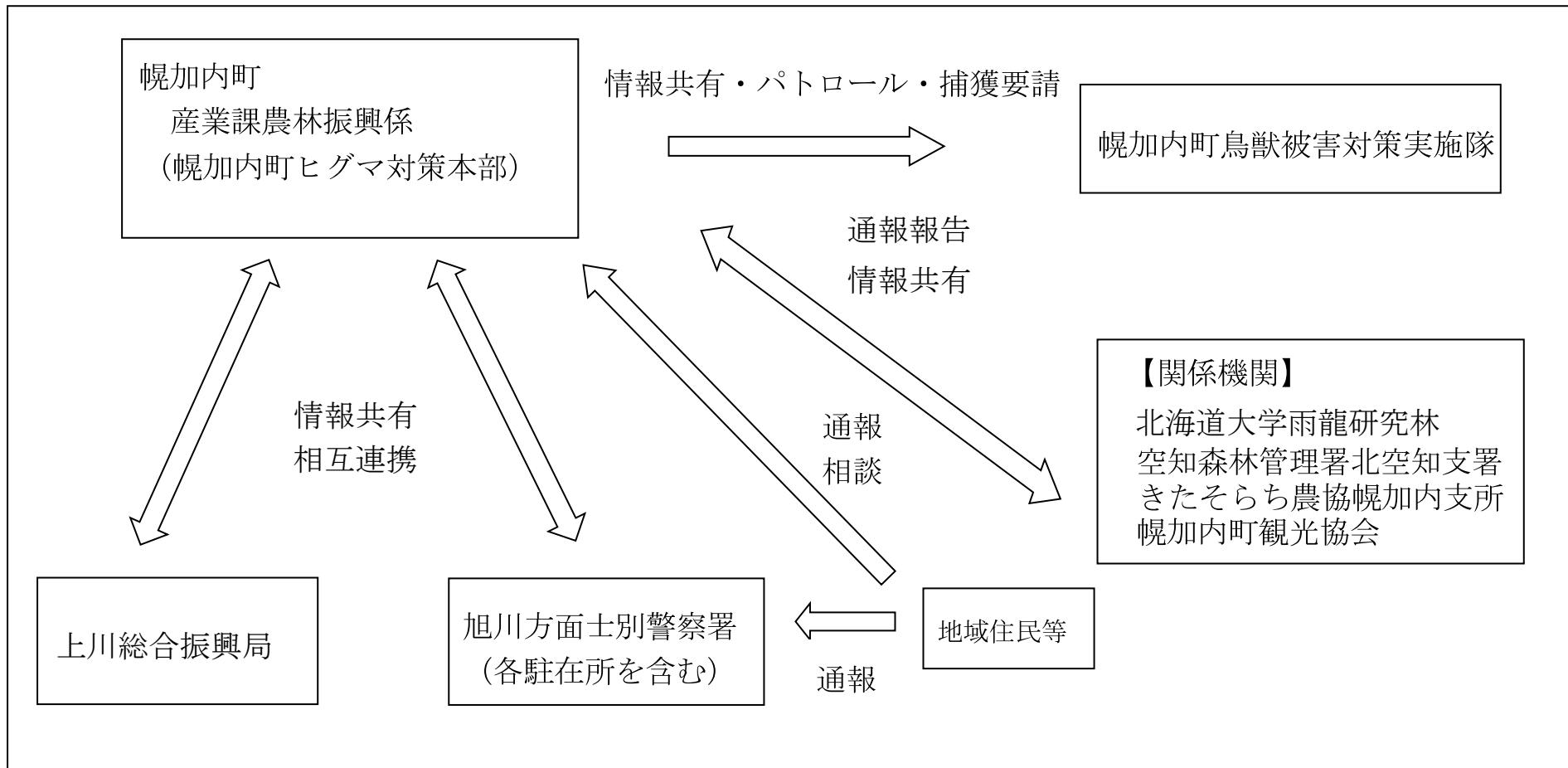
## 判断した段階に応じた対応方針

有害性判断	出没場所に応じた対応方針		
	市街地、集落、人家地域 もしくはその周辺部	農耕地 (農道・農地)	森林地帯
共通事項	○対応 出没、被害発生地域の区分 出没個体及び出没状況の情報収集（必要に応じて現地調査） 出没情報及び被害防止のための注意喚起等の住民周知		
段階0 (非問題個体)	<b>■行動形態：人間を恐れて避ける</b> ○ヒグマ対応：・経過観察・防除対策・追払い ○地域住民対応：・パトロール・防除対策 出没が継続する場合は「有害性判断フロー」に戻る		
段階1 (問題個体)	<b>■行動形態：人間を恐れず避けない</b> ・人家付近、農地に頻繁に出没する ・人間を見ても逃げない ・人前にたびたび姿を見せる ○ヒグマ対応： ・追払い・防除対策・有害捕獲 ○地域住民対応： ・人身被害防止措置・行動自粛要請・防除対策 ・パトロール ○ヒグマ対応： ・防除対策・追払い ○地域住民対応： ・行動自粛要請 ・防除対策		
段階2 (問題個体)	<b>■行動形態：農作物への被害など人間活動に実害を及ぼす</b> ・生ごみ・廃棄物等につく ・農作物・家畜等を食害、破損した ○ヒグマ対応： ・追払い・防除対策・有害捕獲 ○地域住民対応： ・人身被害防止措置・行動自粛要請・防除対策 ・パトロール ○ヒグマ対応： ・防除対策・追払い ○地域住民対応： ・行動自粛要請 ・防除対策		
段階3 (問題個体)	<b>■行動形態：人身（攻撃、つきまとい等）、生活への影響</b> <b>【ヒグマ対策本部設置】</b> ○ヒグマ対応：・有害捕獲 ○地域住民対応：・人身被害防止措置・行動自粛要請		
緊急対応型 (問題個体)	○対応：段階3と同様対応		

※対応については、問題個体の出没場所や行動形態に応じ、実施可能かどうかを検討する。

※湖畔等については、森林地帯でありヒグマ生息地域であるがキャンプ場などのアウトドアアクティビティで人が多く集う場所であるため「市街地」扱いとして検討する。

## ヒグマ出没時の協力・連絡体制

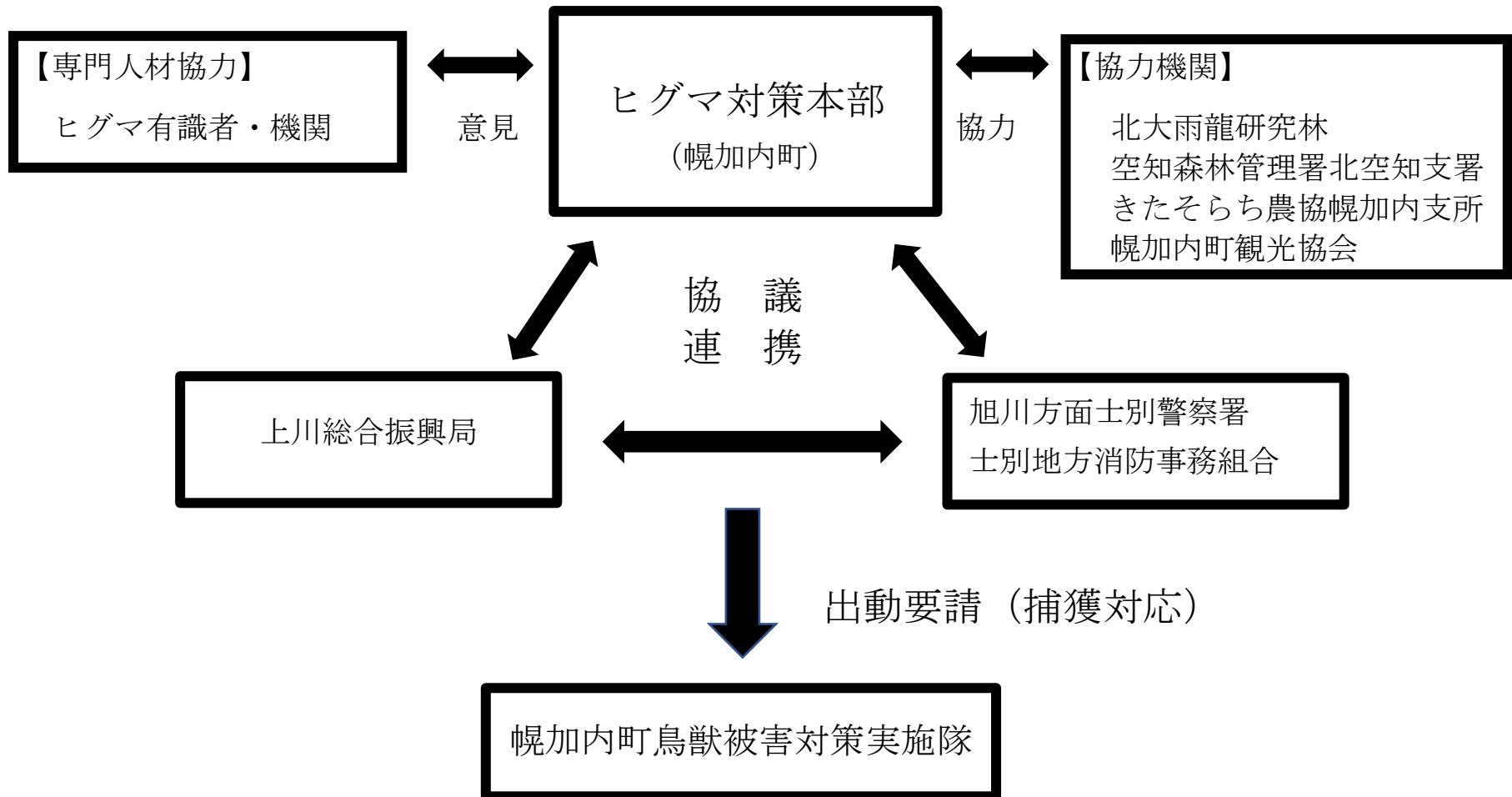


### 町内関係機関連絡先一覧

役場産業課 電話 35-2122  
士別警察署 電話 23-0110  
幌加内駐在所 電話 35-2013  
朱鞠内駐在所 電話 38-2110

北大雨龍研究林 電話 38-2125  
森林管理署北空知支署 電話 35-2221  
JA幌加内支所 電話 35-2021  
観光協会 電話 35-2380

## ヒグマ対策本部（緊急時等）の協力・連携体制



幌加内町ヒグマ対策本部設置要綱に基づく組織対応  
別紙「幌加内町ヒグマ対策本部設置要綱」

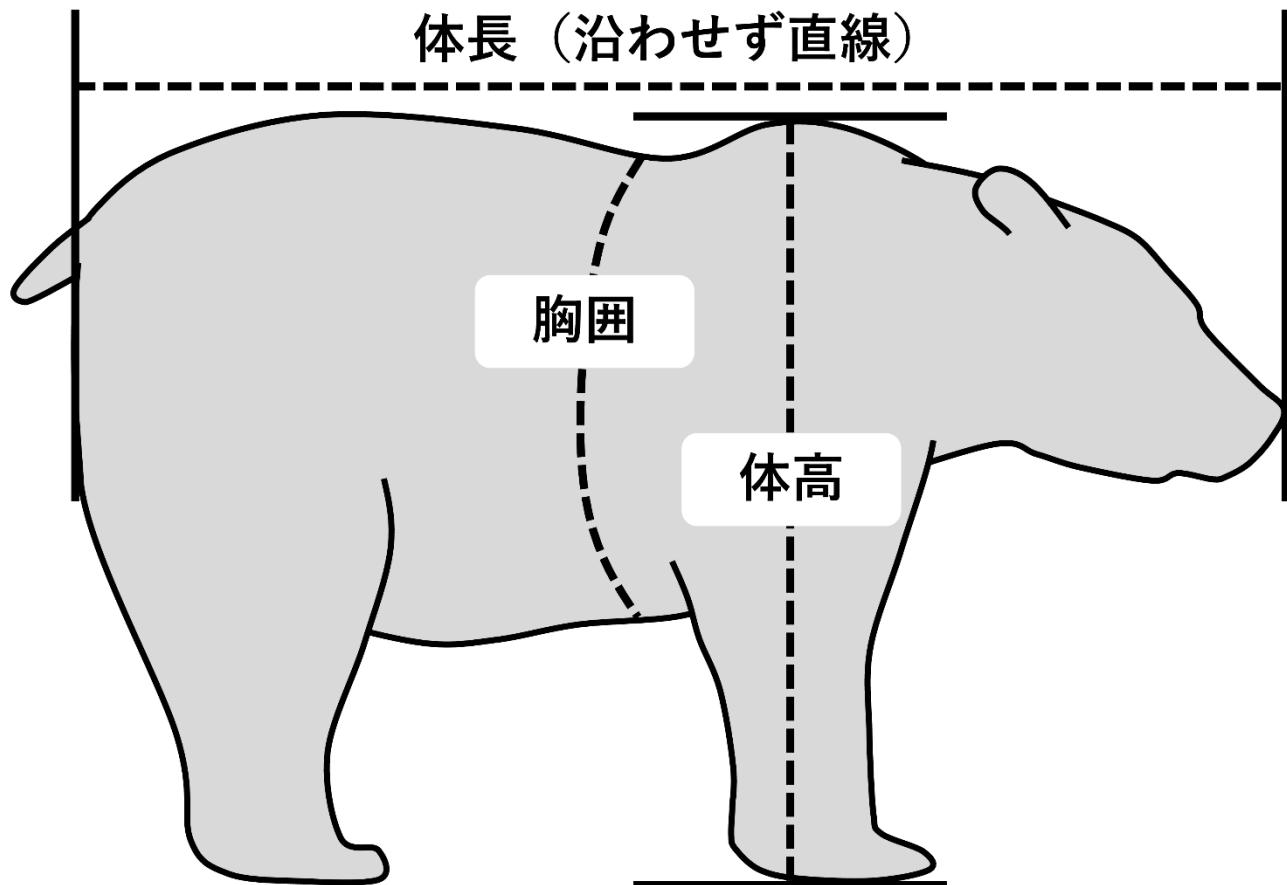
## 幌加内町ヒグマ出没時情報聞取りシート

No

記入日	月	日	報告時刻	時	分	受付者				
項目	確認項目							参考: 対応内容		
日 時 等	年 月 日 曜日 時刻 時 分 天候							発見者へ確認		
目撃情報	① 目撃・痕跡	①ヒグマ実体※別添参考図参照				②痕跡(足跡・糞)		③その他	該当する事項に○ ①～④の場合、③④について、必ず確認 体長は、4つ足時鼻先からお尻までの長さ ①～③の足跡は、現地確認後に前足計測 数値を記載 ①～③の糞は、現地確認後内容物の確認 結果を記載	
		頭数	頭	2頭以上 (　頭)	親子 (子熊　頭)	足跡	前足幅	cm		
		体長	m	m	m	m	糞	内容物		
	目撃者の状況	□ 農作業 □ 山林作業 □ 運転 □ 調査・測量 □ 工事中 □ 山菜採り □ 登山・ハイキング □ 釣り □ その他( )							目撃者がどのような状況でヒグマ(痕跡含む)を目撃したかを確認し、チェックする。	
	② 場 所	①市街地・集落・人家付近			②農耕地(農道・農地)			③森林地帯	該当する事項に○	
	場所の詳細								目撃場所や住所、目印になる場所等の確認。	
	③ヒグマの行動形態	□ 直ぐに去った □ 人を威嚇・攻撃 □ 人につきまとい離れない □ 食べ物をねだる □ 農畜産物に被害 □ 生ゴミや廃棄物に餌付 □ 人家・通学路の地区に出没 □ 人の集まる場所の近くに出							目撃情報を確認し、該当する問題行動がある場合にチェックする。初動対応時の参考とする。	
	④ 目撃状況の詳細	①【目撃時の人数】 (　人) ②【目撃時のヒグマとの距離】 □ 50m未満(約 m) □ 50m以上(約 m) ③【目撃者のヒグマ遭遇予防策】 □ 何もしていない □ 音を鳴らしていた(鳴り物の種類) ④【目撃時のヒグマのようす】 □ じっとしていた □ 歩いていた □ 走っていた □ 立ち上がっていた □ 食事中(内容) ⑤【ヒグマは目撃者に気づいていたか】 □ 気づいていた □ 気づいていなかった □ わからない □ 行動を続けた □ 静止した □ 木に登った □ 立ち上がった ⑥【目撃後のヒグマの反応】 □ 急いで逃げた □ 歩いて立ち去った □ 歩いて近づいてきた □ 直前まで突進された □ 襲撃してきた ⑦【立ち去った方向】 ⑧【付近に人がいるか】 □ いる(　人) □ いない ⑨【人身被害発生状況】 ※怪我の有無や程度 ⑩【その他】具体的に							何人の人が目撃したか確認 目撃者とヒグマとの距離を確認 ヒグマとの遭遇状況を確認 ①目撃者の状況で間取り ヒグマの行動を確認 食事の場合は、餌付き内容 例:ゴミ、農作物、野草や果実等 ヒグマとの目撃者の状況確認 ヒグマの行動や反応を確認 ヒグマの立ち去った方向 目撃者以外に人などがいるのか確認 緊急対応個体判断に活用	
	目撃・発見者								氏名の確認 改めて、詳細を確認する場合がある。	
	連絡先								携帯番号等 改めて、詳細を確認する場合がある。	
署(担当者)								警察担当者名の確認		
察 通 報 日 時	年	月	日	曜日	時 刻	時 分	通報時刻の確認(双方)			
通 報 者 (役場)	パトロール要請							□ 有 □ 無	パトロールが必要と判断した場合要請。該当に○ ②出没場所や③ヒグマの行動で判断し要請	
対 応 方 鈍	職員集合要請							□ 有 □ 無	土日祝など、緊急時等対応を要する場合	
対 応 方 鈍	現地確認							□ 有 □ 無	職員2名以上、ヒグマ撃退スプレー等携行	
対 応 方 鈍	誘引要因							□ 有 □ 無	現地確認にて確認状況を記入 有の場合は、誘引物を記載する	
対 応 方 鈍	ヒグマの問題行動							□ 直ぐに去った □ 人を威嚇・攻撃 □ 人につきまとい離れない □ 食べ物をねだる □ 農畜産物に被害 □ 生ゴミや廃棄物に餌付 □ 人家・通学路の地区に出没 □ 人の集まる場所の近くに出	現地確認や目撃情報を確認し、該当する問題行動がある場合にチェックする。 有害性判断時の参考とする。	
対 応 方 鈍	有害個体判断	□ 段階 0	□ 段階 1	□ 段階 2	□ 段階 3	□	緊急対応型	速報としての判断、道有害性判断利用		
対 応 方 鈍	パトロール要請	鳥獣被害対策実施隊への出動要請			□ 有	□ 無	パトロールが必要と判断した場合要請。該当に○ ②出没場所や③ヒグマの行動で判断し要請			
対 応 方 鈍	周辺住民								該当する場合は、○ 対応状況記載	
対 応 方 鈍	自治区長								該当する場合は、○ 対応状況記載	
対 応 方 鈍	目撃情報の登録								アニマルアラートシステム登録状況	
対 応 方 鈍	看板設置対応								看板設置対応、看板設置対応者情報	
対 応 方 鈍	関係機関への情報								情報対応について	
対 応 方 鈍	関係機関への情報								情報提供(状況に応じて)	
対 応 方 鈍	その他の									

※緊急時の場合は、聞取りシート記載が途中であっても、士別警察署へFAX等(22-1804)により、情報を共有しパトロール要請の情報として活用する。

参考：ヒグマの計測方法



前掌幅  
(左)